## ◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に

## 関する法律の一部を改正する法律

(平成二一年一一月三〇日法律第八八号)(衆)

一、**提案理由**(平成二一年一一月二六日・衆議院本会議

て、提案の趣旨を御説明申し上げます。○松本剛明君 ただいま議題となりました各法律案につきまし

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部

職の職員の給与改定に準じて、議長、副議長及び議員の歳費月を改正する法律案は、人事院勧告に伴う内閣総理大臣等の特別

額の改定等を行おうとするものであります。

各法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出した.....(略)......

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ものであります。

## 一、参議院議院運営委員長報告

(平成二一年一一月三〇日)

○西岡武夫君 ただいま議題となりました三法律案につきまし、○西岡武夫君 ただいま議題と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....(略).....

等の措置を講じようとするものであります。

事院勧告に伴う内閣総理大臣等の給与改定に準じて引き下げる

の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきもの委員会におきましては、三案を一括して議題とし、順次採決

以上、御報告申し上げます。と決定いたしました。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。